



1 子どもの誕生と健康への支援の充実

1-1 健やかな子どもの誕生への支援【重点施策①】

現状と課題

妊娠・出産・産じょく期^{*9}は、生まれてくる子どもの健やかな成長や、母親、家族などの健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

しかし、妊娠 20 週以降の届け出は 1.9%（平成 25 年度）、飛び込み出産は 3 件（平成 25 年度）ありました。また、本市における平成 24 年の低出生体重児出生率（出生百対）は 11.6 と全国の 9.6 と比べて高い状況にあります。医療現場からは、「定期受診をしない妊婦への対応に困っている」という声もあり、妊娠期における健康管理の重要性の周知や、ハイリスク妊婦^{*10}への支援、また、妊婦に対する周囲の理解を促進させ、妊婦健康診査を受けやすい環境づくりが課題となっています。

早産のリスク要因としては、妊娠に関する要因（早産歴・流産歴等）、多胎妊娠、感染、生活習慣などが挙げられます。これら早産のリスクを妊婦自身が理解し、早産予防のために自らの健康管理に努めるとともに、適切な時期に医学的管理と保健指導が受けられる体制が必要です。

平成 24 年に実施した「高知市健康づくりアンケート（一般用）」によると、20 歳代女性の朝食欠食率は 32.4% とほかの年代と比べて高い傾向がみられました。同じく 20 歳代女性の喫煙率は 12.8% でした。また、歯周病が与える早産や低体重児出生などの妊娠への影響についての周知率は、女性でも 38.9% と低い現状です。体型に関する主観的見方については、体重と身長から算出した BMI^{*11} で“やせ”に判定される人のうち、自分の体型をどのように思っているかの質問には「普通」「やや太っている」「太っている」と答えた割合が 20 歳代、30 歳代女性で高くなっています。さらに、子宮頸がん検診受診率は 20 歳代で 34.3%、30 歳代で 46.2% であり、これらの結果から若い女性の健康への意識づけが課題となっています。

本市では女性健診、子宮頸がん検診を実施しています。また、妊娠期の健康管理として、妊婦一般健康診査^{*12}の公費助成（14 回）や訪問指導等を実施しています。

不妊等で悩んでいる夫婦への支援については、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減や相談支援を行っています。不妊治療費助成事業^{*13}については、平成 16 年度からは医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成しています。平成 19 年度に制度改正等があり、単年度当たりの助成回数が 2 回となり所得制限も緩和されました。制度を活用される方は増加傾向となっており、平成 25 年度には 347 件の申請がありました。

今後の方向性

- ① 妊娠期に適切な母体管理ができるよう医療機関との連携を強化し、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行います。
- ② 妊娠期からの関わりにより、出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくために、母子健康手帳交付時の専門職による面接を始め、必要な情報提供や支援が行える体制を整備していくとともに、気軽に相談できる存在として母子保健コーディネーター等の配置を進めます。
- ③ 喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。
- ④ 不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。

[主な関連事業等]

- ・母子健康手帳交付（交付時における面接や健診に関する啓発を含む。）
- ・妊婦健康診査（妊婦一般健康診査）
- ・家庭訪問
- ・子育てひろば（妊娠中の悩み事などの相談への支援を含む。）
- ・継続看護連絡票
- ・不妊治療費助成事業
- ・早産リスク要因や予防についての啓発（食習慣、喫煙、飲酒、歯周病など）
- ・子育て応援ブック^{※14}
- ・利用者支援事業（母子保健型）

[施策関係課]

母子保健課，健康増進課

※9 産じょく期
産じょく（産褥）とは、「妊娠及び分娩を原因として、発生した性器並びに全身の変化が、妊娠前の状態に戻る期間」の事で、その期間とは一般に6週間から8週間とされる。

※10 ハイリスク妊婦
医学的もしくは社会的理由により、母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予想される妊婦。

2

幼児期における教育・保育の充実

2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供

現状と課題

〈教育・保育施設〉

本市の保育所は、平成 26 年度当初で市立 25 園、民立 59 園の計 84 園、定員 9,230 名で保育を実施しており、このほか、高知市へき地保育所条例に基づき、へき地保育所を 3 か所設置しています。

本市の幼稚園は、平成 26 年度当初で国公立 2 園、私立 20 園の計 22 園、定員 4,595 名であり、幼児教育を実施するとともに、保護者ニーズに応じて、預かり保育、早朝保育、子育て相談などの子育て支援を実施しています。

本市の認定こども園は、平成 26 年度当初で幼稚園型 7 園、地方裁量型 4 園の計 11 園、定員 1,072 名で、保護者の就労の有無に関わらず、教育・保育を実施しています。

また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供など、子育て支援を実施しています。

〈地域型保育事業^{※29)}〉

地域型保育事業は、平成 26 年度の施設等への意向調査において、小規模保育事業 8 か所、家庭的保育事業 1 か所が平成 27 年度から事業を実施するとしています。

地域型保育事業は、3歳未満児を対象とする定員 19 人以下の事業であり、少人数保育における質の確保や連携施設の在り方等を検証していく必要があります。

〈待機児童対策〉

本市の待機児童対策としては、平成 22 年度に待機児童解消「先取り」プロジェクト^{※30)}、平成 25 年度に待機児童解消加速化プラン^{※31)}に参加し、内閣府の採択を受け、保育所改築時の定員の拡大、質を確保した認可外保育施設への運営支援などを実施しているほか、定員の弾力運用、潜在保育士の就労支援等の取組を実施しておりますが、待機児童数は平成 26 年度当初で 25 名であり、質の向上とともに待機児童対策は重要課題となっています。

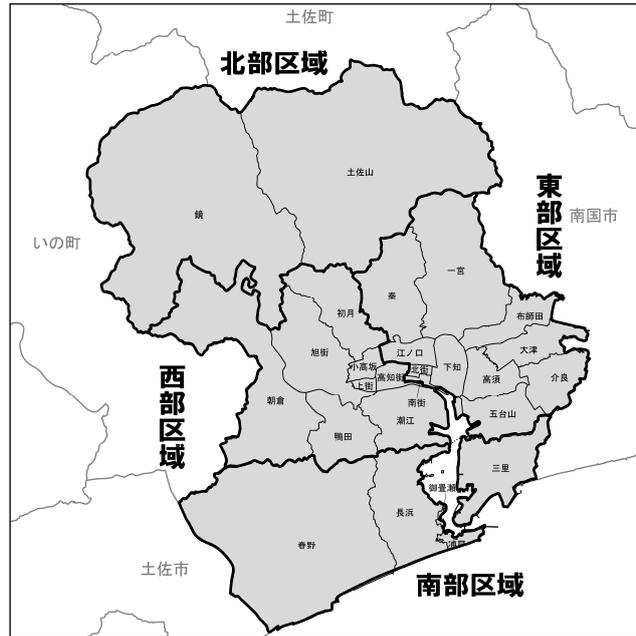
今後の方向性

- ① 〈提供区域の設定〉本市は、南に土佐湾、北に中山間地域が位置し、市街地は東西方向に広がりがあり、幹線道路や路面電車は中心市街地から東西方向に伸びています。幼稚園や認定こども園は広域から通園している現状がありますが、保育所を利用する場合の施設の立地条件としては、自宅又は勤務先に近い場所、若しくは自宅から勤務先への通勤途上を選択するケースが多く、中心市街地は勤務先となる事業所が一定集



積していることから、中心市街地から東西に区域を分割することは、利用実態に即した区域設定になると考えられます。

このため、教育・保育の提供区域は、三里、長浜、御畳瀬、浦戸、春野の沿岸地域を南部区域、鏡、土佐山の中山間地域を北部区域とし、市街地を東部と西部に2分して、南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高須、布師田、一宮、秦、大津、介良を東部区域とし、上街、高知街、小高坂、旭街、潮江、初月、朝倉、鴨田を西部区域とする区域設定とします。



- ② **〈確保方策〉** 従来の認定こども園等に加え、新たな幼保連携型認定こども園の創設、保育所等の認可制度の

改善、地域型保育事業の創設、人材の確保等に資する職員の処遇向上などにより、0歳から2歳までの低年齢児の保育ニーズへの対応を中心に、質の確保された教育・保育の受け皿を拡大し、平成29年度末までに待機児童を解消するとともに、各提供区域における量の見込みに対して、提供体制を確保していきます。

- ③ **〈適切な情報提供など〉** 多様な教育・保育ニーズに対応できるように、教育・保育の利用についての選択の幅を広げるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業に関する情報集約を行い、利用者からの問い合わせや相談に応じ、必要な情報提供・助言をします。特に、産後の休業や育児休業後に利用する場合など、施設等を円滑に利用できるようにしていきます。

[主な関連事業等]

- 待機児童解消対策
- へき地保育所
- 低年齢児保育の充実
- 利用者支援事業^{※32} (特定型)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業^{※33}
- 多様な主体の参入促進事業^{※34}

[施策関係課]

保育幼稚園課



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

[市域全域]

(単位:人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,813	2,813	2,813	2,813	2,813
②現在の状況	2,671	—	—	—	—
②-①の状況	▲ 142				
提供体制の確保の内容	・実施体制:子育て支援訪問員 21 人 地区担当保健師 12 人 ・実施機関:高知市役所 こども未来部 母子保健課				

(11) 利用者支援事業

[市域全域]

(単位:施設数)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②供給	基本型	—	—	—	—
	特定型	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[市域全域]

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提供体制の確保の内容	実 施				

(13) 多様な主体の参入促進事業

[市域全域]

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提供体制の確保の内容	実 施				